

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(平成26年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 10,049百万円

1. 社会保障施策の充実(4,835百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・ ども も育 て	児童措置費	9,450	1,673	14	388	7,375
	子ども・子育て支援新制度移行促進費	13,406	1,287	10,299	681	1,139
	児童虐待防止対策費	20	2		11	7
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	65,617			638	64,979
	国民健康保険助成費	48,096			2,030	46,066
	特定疾患対策費	8,469	3,150		650	4,669
	介護保険地域支援事業交付金	1,436			7	1,429
	診療報酬の充実	12,989	4,312	3	16	8,658
	地域医療総合確保事業費	1,243	829		414	
合計	160,726	11,253	10,316	4,835	134,322	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「特定疾患対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(5,214百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。